

第3部 大学院看護学研究科

1. 看護学研究科の理念・目的等

(1) 大学院看護学研究科の使命および目的・教育目標

目標：宮城大学の建学の理念のもと、看護学研究科の目的・教育目標を設定し、地域の保健医療において、必要とされる高度かつ専門的な看護職の人材育成機関であることを受験対象となる学部学生、現職の看護職者に浸透、普及をはかる。

目標の説明：本研究科は、本学の建学以来掲げてきた理念である、「ホスピタリティーとアメニティー」、「高度な実学による地域貢献」を基盤に、「高度専門職業人と研究者の養成」を教育目標に、平成13年4月に宮城県で最初の看護学研究科として設立された。平成18年3月修了生の4期生まで27名に看護学修士の学位を授与している。設立時の目的、教育目標については、最初の修了生を出した平成15年に宮城大学評価委員会で大学院の自己点検評価を実施した。さらに、同年行なわれた本学最初のFDにおいて、大学院設置当初に掲げた目的・趣旨、教育目標など地域に貢献する人材養成を期待される大学院としての教育のありかた、改善すべき事項について討議し、研究科担当教員の中で改善の必要性について共通認識を得た。当時は大学院が設置履行状況の監視下におかれたため、自己点検評価における改善・改革の課題の取り組みは完成年度を迎えた後の最重要課題として全学的に検討することになり、平成16年秋から学長を委員長とし、学部・研究科代表からなる「改革委員会」が設置され、教授会、評議会で議論を重ねた。

「高度な実学による地域貢献」という宮城大学研究科の使命に応える人材の育成のあり方として、学部研究科の理念・目的・教育目標について「改革委員会」で全学的に議論し、さらに教授会においての討議を重ね平成16年度に本学の建学の理念を踏まえて、宮城大学の精神：「ホスピタリティー精神とアメニティー感覚」、宮城大学の使命・目的：「高度な実学による地域貢献」、宮城大学の方針：「地域に根ざし世界に開かれた大学」を宮城大学の理念と定めた。さらに大学・大学院の人材養成目標は平成17年7月に明確に定めた。

(2) 自己点検評価

評価項目1（基準協会A群）：大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

設置後3年目を迎えて学生の確保、教員の充足、教育内容の充実等の課題を抱えていた。そこで、平成15年度のFDにおいて、本研究科の理念・目標を反映した大学院修了時の到達目標をテーマに全体討議を行なった。FDは研究科を担当する全教員が参加し、本研究科設置の趣旨に立ち返り、研究科の現状と課題を勘案して、修士課程修了時の到達目標を考えた。その時点で「高度専門職業人と研究者の養成」という二つの人材養成目標を掲げていた。しかし、研究者の養成は、当初大学院博士課程の設置を念頭において設定されたものであることが確認され、研究者としての「自立し

た研究活動」の能力は、大学院修士課程では求めないこと、すなわち修士課程での教育目標にはふさわしくないということが確認された。FD後さらに教授会で検討を継続し、「高度専門職業人の養成」を本研究科の目標と定めた。平成16年のFDでは、「修士修了時の到達目標」をテーマに設定し、「高度専門職業人の養成」という目標をさらに明確にすることができた。これらを踏まえ、研究科は、学部からの進学者よりも、「社会人教育」を中心とした修士課程のあり方を考え、到達目標、入試方法、教育環境整備について検討した。その結果、専門看護師(CNS)コースの設置など、明らかに現職看護師にとってニーズのある研究科コースの設置の検討をはじめることになった。特に「社会人教育」として現職看護職の大学院教育に対するニーズに応える改善として、平成17年度より4つの専門分野の拡充を行なった。その結果、本研究科設置以来、志願者が増加し定員を充足できた。

宮城大学の理念を踏まえて平成17年7月には本研究科の目的を、「地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、教育・研究と社会活動を行なう」と明確に定めた。また本研究科の教育目標(人材養成目標)においても、県立大学として地域の医療の発展に寄与する使命を持つ人材として機能することができるように「地域現場の課題に対応できる知識・技術および研究能力を持ち、高度な実践を行なう看護職を養成する」と定めた。

以上により各専門領域において、科学的な根拠に基づく看護実践能力、基礎的な研究能力を培い、高度な実践能力を持つ指導者・管理者・教育者として活躍できる資質を備えた人材育成をすること、さらに教育目標を達成するために教育方法の特徴、大学院修了後に貢献が期待される職種・進路が宮城大学に関心を持つ人々にわかりやすく示されたことは適切であると言える。

評価項目2(基準協会B群): 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

本研究科は平成13年に設立し、平成17年度までの修了生は27名である。修了生のうち社会人入学者が25名である。

修了生は現職であった臨床実践の場、看護基礎教育の場に復職している。復職した職場からは、修士課程で開発された能力を期待され、専門家として機能できる職責を得ている修了生もいる。新規に就職する場合にも、修士課程修了者として専門領域に合致した実践の場を選択し、採用される側からも期待を持って迎え入れられている。本研究科の修了生3名は、看護学部助手として任用し、それぞれの専門性を基礎教育の場で発揮している。

これまでの修了生の研究テーマおよび就職状況から考えると、本研究科の人材養成の目的はおおむね達成していると言える。

目標達成度：A

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、大学による平成15年度の自己点検に始まり、「高度専門職業人の養成」とした目標を明確にするために、FDにおいても本研究科設置の趣旨に立ち返り、高度職

業人の備えるべき能力、そのような人材を養成するために備えるべき教育環境、入試方法などを研究科担当教員で真剣に討議を重ね、地域の主要な保健医療施設に在籍する看護職に対してのニーズ調査を平成16年に実施した。その結果、社会人学生のニーズに応える第一段階として研究科専門領域の拡充とそれに伴った教員の拡充を実施してきた。宮城大学としての理念に基づく学部・研究科の教育目標を、学長を委員長とする改革委員会の最優先課題として取り上げ、研究科教授会で検討を重ね最終的に評議会の審議を経て平成17年7月に策定した。

研究科の理念、目的、教育目標についての検討を重ねるプロセスにおいて、教員それぞれが研究科のあり方を真剣に考える機会となり、研究科教員として共通の認識を持って教育・研究指導に関するモチベーションを得ることができた。

大学案内パンフレット、大学ホームページ等による手段とともに教員自身により積極的に受験対象となる学部学生、現職の看護職者に本研究科の目的、人材養成目標の周知に務めた。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況については、これまでの修了生の研究テーマおよび就職状況から考えると、修了生に対しての本研究科の人材養成の目的はおおむね達成していると評価している。

(3) 残された課題

本研究科の募集定員10名に対して、平成17年度に至るまで定員を充足できないという状況があったことについては、設置認可された大学院としての使命と役割を果せるように、制度改善に向けてさらに積極的に取り組む必要がある。

地域の保健医療現場ニーズに応えられるように専門領域・専門分野について改善し充実を図る必要性と共に募集定員の充足に向けて具体的な方策を検討する必要がある。

本研究科の定員は10名であるが、平成16年度募集以降は定員充足のために複数回の入学試験を実施してきている。平成16年度には、県内保健医療施設に勤務する看護職に大学院進学ニーズ調査を実施し、進学希望領域、支援体制への要望などの調査を行った。その結果を踏まえ、平成18年度には、社会人学生が仕事と学業を両立させながら修士課程で学ぶことができる制度の検討を開始した。

全学的にも大学院改革に取り組み、現在平成20年度を目標に博士課程設置に向けて準備しているところである。

(4) 残された課題の達成の見込み

大学院進学志願希望者ために、平成19年度から以下に挙げた項目の実現に向けて取り組んでいる。

高度専門職業人を目指すCNSコースと、研究者・教育者を目指す2つのコースを修士課程に設置する。

時間割の工夫として夜間、土日開講など柔軟性のある開講を検討する。

社会人に対する入試科目の適切性を検討する。

専門領域・専門分野の拡充を図り、研究科担当教員を充実させる。

平成20年度の博士課程設置を目標に修士課程の更なる充実を進めている。

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

(1) 修士課程の教育内容・方法等に関する目標

目標：看護学研究科の教育目標と地域住民のニーズに基づいた教育課程の充実に向けて、看護専門分野の拡充ならびに専門看護師課程の導入を検討する。また、入学者の定員確保を目指し、社会人入学者が学びやすい教育方法・環境を工夫し整備する。

目標の説明：平成13年4月の開学時、本研究科の教育課程は、設置趣旨に基づいて3つの看護専門領域（地域保健看護学・生活看護学・看護実践方法学）、6看護専門分野[地域保健看護学・地域保健活動論・小児発達看護援助論・精神障害看護援助論・看護技術特論(スキンケア、感染看護)・看護管理論]が開設された。開学後は定員確保に苦慮し、平成16年3月に、県内住民のニーズ調査（宮城県における看護職の大学院進学ニーズ調査）を実施することとなった。この調査結果を踏まえ、地域住民のニーズを考慮した看護専門分野の拡充ならびに専門看護師課程の導入を目指している。

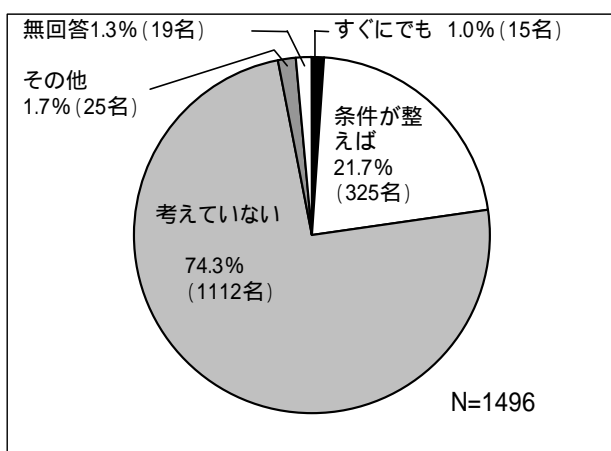
また、入学生の大部分を占める社会人入学者に対する教育方法・環境の整備は社会人の学習機会を増し、地域の保健医療の質をたかめることへ貢献出来ると考える。

(2) 自己点検評価

評価項目1（基準協会A群）：大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同4条第1項との関連教育課程の編成

本学研究科では、ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に基づく高度な実学(理念)を基盤とした教育・実践・研究活動を通して保健医療福祉に寄与する高度職業人を養成することを目標として、現在、図表3-3に示すように、地域看護学、生活看護学、看護実践論の3つの看護専門領域さらに、11の看護専門分野を中心とした教育課程を編成している。

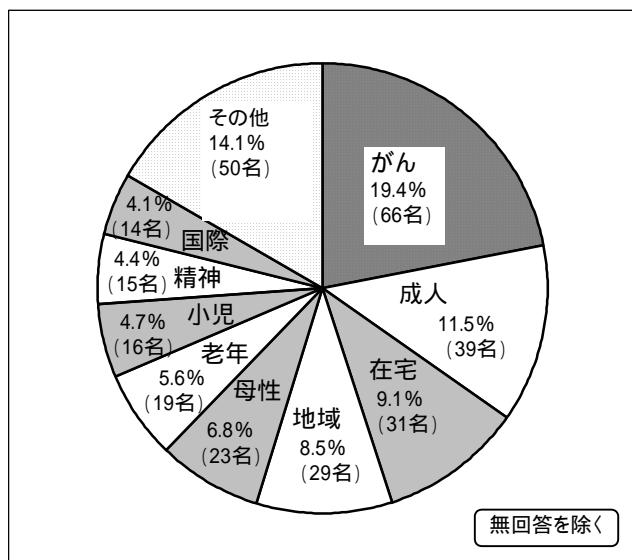
図表 3-1



上記（目標の説明）に示すように、平成13年の開学時は3つの看護専門領域、6専門分野であったが、その後のニーズ調査により大学院への進学志望状況は大学院へ「すぐにも進学したい」者は15名（1%）、「条件が整えば進学したい」者は325名（21.7%）、「考えていない」者が1112名（74.3%）であった。「すぐにも」と「条件が整えば」を合わせると、進学志望者は340名

（22.7%）であった（図表3-1）。

図表 3 - 2



また大学院で希望する専門領域は、がん看護が 66 名 (19.4%)、成人看護が 39 名 (11.5%)、在宅看護が 31 名 (9.1%)、地域看護が 29 名 (8.5%)、母性看護が 23 名 (6.8%)、老年看護が 19 名 (5.6%)、小児看護が 16 名 (4.7%)、精神看護が 15 名 (4.4%)、国際看護が 14 名 (4.1%)、その他が 50 名 (14.7%) であった (図 3 - 2)。

ニーズの高かった成人・母性・老年等専門分野の拡充を図り、平成 17 年 4 月から 3 専門領域、11 専門分野となった。また、現在、地域看護・小児看護・感染看護分野、さらに、がん看護分野の専門看護師課程の導入を手がけている。

授業科目の構成

本学研究科の教育課程は、専門科目および共通科目から構成され、共通科目は、さらに専門共通科目、共通選択科目より構成している。(図表 3-3 を参照)

【専門科目】は、学生の教育・研究の根幹をなすものであり、看護学が中核となる。各専門分野の実践能力並びに研究能力を高めるために、講義、演習並びに特別研究を開設する。「講義」については、各専門分野における基本的理論と方法論の学習に重点を置く。「演習」については、各専門分野の最先端の研究成果を学ぶと共に、フィールドワーク等を通して実践的方法とその成果の学習に重点を置いている。「特別研究」については、3 領域ごとそれぞれ「地域看護学特別研究」、「生活看護学特別研究」さらに「看護実践論特別研究」を開設し、論理的・総合的思考力と研究実践能力を育成する。

【専門共通科目】には、看護の基本理論を学び、研究能力等を高める科目を開設する。

【共通選択科目】には、高度職業人に求められる保健・医療・福祉の社会的現実問題に対処できる能力を高める科目を開設している。

以上の教育課程の編成ならびに授業科目設定により、本学研究科は開学以来、研究科の理念・目的はもとより、学校教育法 65 条「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて文化の進展に寄与する」こと、並びに大学院設置基準第 3 条第 1 項の修士課程の目的「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する高度専門職業人を育成する」を目指した教育課程を実践してきた。

図表 3-3 授 業 科 目

< 専門科目 >

専門領域	専門分野	講義科目	演習科目	特別研究
地域看護学領域	地域保健看護分野	地域保健看護学特論 地域保健看護学特論	地域保健看護学演習	地域看護学特別研究
	地域支援活動分野	地域支援活動論 地域支援活動論	地域支援活動論演習	
生活看護学領域	母性発達看護分野	母性発達看護援助論 母性発達看護援助論	母性発達看護援助論演習	生活看護学特別研究
	小児発達看護分野	小児発達看護援助論 小児発達看護援助論	小児発達看護援助論演習	
	成人健康看護分野	成人健康看護援助論 成人健康看護援助論	成人健康看護援助論演習	
	老年健康看護分野	老年健康看護援助論 老年健康看護援助論	老年健康看護援助論演習	
	精神保健看護分野	精神保健看護援助論 精神保健看護援助論	精神保健看護援助論演習	
看護実践論領域	WOC看護実践分野	WOC看護実践論 WOC看護実践論	WOC看護実践論演習	看護実践論特別研究
	感染看護分野	感染看護特論 感染看護特論	感染看護特論演習	
	看護管理分野	看護管理論 看護管理論	看護管理論演習	
	先端助産実践分野	先端助産実践論 先端助産実践論	先端助産実践論演習	

< 専門共通科目 >

講義科目

看護理論
看護研究特論

< 共通選択科目 >

講義科目

健康政策学
保健情報学
病態機能学
在宅医療学特論
保健行動科学特論
生涯学習論
人間関係情報処理論
医療経済学
特別講義
特別講義

評価項目 2 (基準協会 A 群): 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

本学研究科において、地域看護学領域および生活看護学領域は、学部での教育と連続した専門分野を扱い、看護実践論領域では大学院に特化した内容を扱っている。学部においては、専門の基礎的・一般的知識技術の教授が行われ、看護職の資格取得につながる学習を系統的に行うと共に、学士教育として教養科目はもとより、看護情報学、看護マネジメントに力を入れ時代の要請に応えられるよう図っている。また、大学院研究科では、専門分野の高度なレベルの知識・技能を獲得出来るように講義・演習並びに特別研究を配置すると共に実践現場の状況に即したトピックスを取り上げた授業を行い、時代・地域の要請に応じられる様に意図している。このような編成によって地域社会における住民のヘルスニーズに的確に答え得る総合的知識・技術に加え、特定の問題については、特化した深い知識をもって問題解決に当たることが出来るようにしている。

以上より、学部並びに研究科の教育課程は適切であり、学部と研究科の関係は、専門の基礎的・一般的な知識技術からより高度専門的な知識・技能への段階的な連続は認められる。しかし、今後は両者の具体的な区切り(到達目標)を明確にする必要がある。

評価項目 3 (基準協会 A 群): 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

教育課程編成については、社会人入学者に対する特別な配慮は実施していない。しかし、「時間割」にこだわらず、社会人入学者の登校可能な日に合わせて授業をするなどの各科目単位の授業展開においての配慮は行っている。

社会人入学者に対する教育指導上の配慮としては、社会で実践経験を積んできたことの有利性を十分に活かして授業を進めるようにしている。すなわち、抽象的な理論・概念と現場で経験した現象が活発に作用し合う学習体験がなされるように配慮しているが、この学習体験は、学生自身の学問への新たな挑戦意欲を大いに刺激するものと考えている。

研究指導については、社会人入学者、とりわけ長い実践経験がある場合、実践の場の特殊性から作り上げた思考パターンがあることを考慮に入れなければならない。これは研究過程での思考とはかなり異なる。現場の状況では「問題発見即解決パターン」の思考・行動が優位に働く。パターン認識で状況全体を把握し、必ずしも細部にわたって思考過程を踏む作業は行われず、ほとんど同時に行動に移す傾向がある。したがって臨床状況では、自分自身の思考を思考するという、いわゆるクリティカルシンキングを意識的に行う経験の積み上げが少ないことを認識する必要がある。このことから、本学研究科では、講義・演習において、研究的思考が徐々に訓練されるように授業を展開し、研究計画、研究の実践、修士論文作成においては、常に実践的思考パターンがベースにあることを考え合わせて、研究過程を踏むことが出来るよう、配慮して教授している。

留学生の受け入れについては、看護学研究科においての実績はない。

以上より、社会人入学者への配慮は個別にはされているが、今後は土日開講など大学院設置基準 14 条特例法を取り入れた制度的・組織的な配慮が必要であると考え。

評価項目 4(基準協会 A 群): 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

本学研究科における授業では、少人数制および双方向性授業形式を基本としている。定員 10 名の学生に対して 11 の専門分野があり、各々に専任の教員が配置されていることから、授業科目によっては、履修登録 1 名の学生によって開講されることも珍しくない。また、授業計画には教員による講義の他に学生のプレゼンテーションや教員・学生によるディスカッション等の教育方法を含め、双方向的な授業としている。

特別研究の指導では、履修規程にそって、複数指導体制を敷き、専門領域の担当教員以外に 1 から 2 名の副担当を置くことができ、これらの指導教員は教授会で承認されたものがあたることになっている。さらに、特別研究指導は、テーマ毎の指導となることから個別指導が多く、副担当教員との調整は担当が責任をもって行っている。研究計画書作成についても、倫理委員会審議、研究計画書の発表・教授会での審査と、個別指導とともに委員会や教授会での審査を経て研究の実施を行うシステムを作っている。修士論文の審査については提出された論文毎に主査 1 名と副査 2 名の審査委員会を組織し審査後、教授会の承認をもって合否を決定している。特別研究の指導プロセスについて図表 3-4 に示す。

以上より、教育研究指導は適切に行われていると考えられる。

図表 3-4 研究指導のプロセス

研究課題の提出	1年次 後期（各指導教員による）
研究計画書の作成指導	
倫理委員会審議申請	1年次 2月下旬
倫理委員会審議結果通知	1年次 3月下旬
研究計画書の提出	2年次 4月上旬
研究計画発表会	2年次 4月下旬
研究計画書審査結果通知	2年次 5月上旬～中旬
研究実施・修士論文作成	
修士論文提出	2年次 1月上旬～中旬
修士論文審査	2年次 1月中旬～2月上旬
最終試験	2年次 1月下旬～2月上旬
修了者発表	2年次 3月上旬
学位論文発表会	2年次 3月上旬

評価項目 5（基準協会 A 群）：学生に対する履修指導の適切性

本学研究科においては、「学生の履修などへの適切な助言および研究指導を行うために指導教員を置く」ことが履修規程で定められている。指導教員は専門分野を担当する教員であることも決められている。専門科目を担当する教員は、研究科へ入学してくる以前からの相談相手として、研究テーマ、科目の履修のみならず、特別研究を指導する担当教員としても関わることになっている。

また、入学時は、入学時オリエンテーションとして「履修ガイダンス」を実施している。『大学院履修ガイド』を用いて、カリキュラム、履修登録、指導教員、学位論文の指導、修了要件、学位の授与等について説明している。この『大学院履修ガイド』には、学年歴をはじめ、履修登録ガイド、教育課程、履修モデル、授業計画（シラバス）時間割、関係規程（大学院学則、学位規程、履修規程等）等が入っており、毎年更新され、入学時に学生に配布される。さらに、履修科目の選択に当たって重要とな

るシラバスについては、毎年、担当教員によって更新・確認を行っている。

以上より、学生に対する履修指導は適切に行われていると考える。

評価項目 6 (基準協会 A 群): 教員の教育・研究指導方法の改善を促進する組織的な取り組み状況

教員の FD

教員の教育・研究指導の改善については、本学全体での FD (Faculty Development) が平成 15 年度から行われ、その中で、看護学研究科においては、教員の教育・研究指導法に関する取り組みを基本テーマとして、毎年実施している。この全学で実施される FD では、全教員の参加が義務とされ、各分科会が半日単位でスケジュールに組まれる。この半日 (3 時間) を使って看護学研究科では図表 3-5 に示すようなテーマでの関係教員全員による全体討論やグループワークを実施してきた。

図表 3-5 看護学研究科 FD

年 度	テーマ・方法	結果・課題
平成 15 年度 9 月 17 日 (水) 9:00 ~ 11:50	テーマ 1 . 宮城大学研究科の理念・目標を反映した大学院修了時の到達目標 2 . 授業評価、意見・要望の検討 3 . シラバスによる授業内容の検討 方法 : 12 名の教員での全体討議 2 . のテーマでは学生へのアンケート結果を参考資料とした	* 研究科の理念・目標を全教員で確認できた * 「研究特論」の開講時期が遅いのではないか。(1 年前期にするか?) * シラバス検討で講義全体を見直す意義、到達目標を示す重要性を再認識できた
平成 16 年度 9 月 2 日 (木) 9:30 ~ 12:30	テーマ : 修士課程修了時の到達目標 - 高度専門職業人の能力に焦点をあてた検討 - 方法 : 18 名の教員によるグループワークと全体討議	* 高度専門職業人の能力については教員間のコンセンサスを得ることが出来た * 修士課程修了時の到達目標の具体化は今後の課題
平成 17 年度 8 月 9 日(火) 9:30 ~ 12:30	テーマ : 臨地看護経験の有無による教授方法ならびに研究指導方法の特徴 方法 : 18 名の全教員参加で、1 部「話題の提供」2 部「グループワーク」3 部「全体討議」の 3 部構成で実施した。	* 社会人入学生とストレート入学生それぞれの強み・弱みを理解して両者のシナジー効果を図った教育方法が必要

ここでは、看護学研究科の教育・研究指導に関する現問題を真剣に話し合うことによって、各教員が自己の教育・研究方法を見直すことや、理念・目標の確認・全教員

のコンセンサスを得ること、さらに問題の解決策を見つけ出し、次のシラバスや教育方法に活かすことなど改善へと繋げてきた。16年度のFDを受けて、各教員のシラバスに到達目標を入れる等の改善策を実施してきた。

シラバスの適切性

本学のシラバスは担当教員名などの基本的な事項の他、授業概要、授業計画、評価方法、教科書・参考書を含んでいる。また、FDでの検討を踏まえて、看護学研究科では、その科目を履修することによって目指す目標を「到達目標」として含めたものにするよう努めている。

以上より、教員のFDの継続等によって、教員の教育・研究指導方法の改善に向けての組織的な取り組みは行われていると考える。

評価項目7（基準協会A群）：修士博士各々の学位の授与状況と学位の授与方針の適切性

これまでの修士課程修了者（学位の授与）数を図表3-6に示す。本研究科の修了判定に関わる条件としては、a. 2年以上在籍し、b. 専門科目20単位以上、及び共通科目10単位以上併せて30単位以上を履修し単位を取得する、c. 修士論文審査において、「可」以上の成績を収め、かつ最終試験に合格することが必要である。これらは教授会で修了判定審査が行われ、合格した修了者のみに学位が授与されるが、修了時の具体的な到達目標が明確になっていない課題がある。

本研究科の課程を修了したのものには、修士の学位に看護学の名称が付記される。

図表3-6 年度別入学者数・修了者数

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
入学者数	5	7	7	10	9	9	47
修了者数	-	5	6	5	11	未	27

目標の達成度：B

本研究科の教育課程には、研究科の目的、学校教育法第65条および大学院設置基準第3条第1項の修士課程の目的の内容を含んでいる。また、本学研究科の理念についてはFDで取り上げ意識化を図っている。

学部から研究科への連続性は基礎的・一般的な知識技術から専門的な知識・技能への段階的連続性は認められるが、学部卒業時の到達目標の具体化（学部の課題）と研究科での到達目標を明確にする課題が残っている。

社会人入学者への配慮は個別にはされているが、大学院設置基準14条特例法などを取り入れた制度的・組織的な配慮が必要である、と考える。

教育指導については少人数制・双方向授業形式をとり、研究指導については、履修規定に沿って指導体制、審査体制が踏襲されていて適切に行われていると考える。

全科目のシラバスは毎年、更新・確認され、学生への指導教員による個別で綿密な相談に乗ることが出来る指導体制は望ましく、適切といえる。

毎年FDが実施され、様々な課題についての関係教員全員での話し合いができ、コンセンサスを得て次なる課題を明確にすることができ改善に向けての組織的な取り組みは行われている。各科目のシラバスに到達目標を含めることについては、平成18年5月現在、5科目程度にしか含まれていない状況である。なお、年1回のシラバスの見直し、更新、確認は実施されている。

(3) 残された課題

専門看護師課程の開設を実現すること、さらに、博士課程の設置を検討することが次の課題と考える。

研究科の修了時の到達目標を明確にする課題がある。

大学院設置基準第14条特例法の導入などの社会人入学者が修学し易いような教育課程を検討する。

(4) 残された課題の達成の見込み

平成20年4月を目処に、本学研究科に博士課程を開設することとなり、平成18年5月から検討が開始された。博士課程の開設にあたり、修士課程を2コース制(1つは高度専門職業人養成コース、他は研究者養成コース)に改組することも同時に決まってワーキンググループを中心に現在活動中である。

すなわち、残された課題のひとつである、専門看護師課程の設置(高度専門職業人の養成コース)については、平成20年度に向けて、地域看護学分野・感染看護学分野と小児看護学分野を開設するために準備が進められている。また、地域のニーズが高かった「がん看護」の専門看護師コースについては、適任教員の獲得ができれば開設する準備ができています。

学部と連続性のある地域看護学領域並びに生活看護学領域については学部の卒業時の到達目標の明確化と平行して、また、[看護実践論領域]については特化した専攻分野に対する修了時到達目標を検討する。研究科の修了時到達目標は研究科FDの課題となっているので、継続的に検討していく。

20年度を目処に博士課程の設置ならびに修士課程に専門看護師課程の設置が達成され後、続いての課題は、土日の開講など大学院設置基準第14条特例法の検討を進めたいと考える。

3. 学生の受け入れ

(1) 学生の受け入れに関する目標

目標：明確な看護課題と適切な学力を有した大学院生の受け入れを目標とする。また、質の高い大学院生を確保するために、入学者定数の安定的な充足と、より多くの大学院志願者を確保する。

目標の説明：地域の保険医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、

教育・研究と社会活動を行うことが看護学研究科の目的である。この目的を背景として、地域現場の課題に対応できる知識・技術および研究能力をもち、高度な実践を行う看護職を養成することを目標としている。そのため、明確な看護課題を持った入学志願者を受け入れることを目指している。

(2) 自己点検評価

評価項目 1 (基準協会 A 群): 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

入学者選抜方法としては、一般選抜と社会人選抜とを設けている。定員は両者を合わせて 10 名である。

一般選抜では、看護専門科目(150点)、英語(100点)、小論文(100点)、面接(50点)が試験科目となっている。社会人選抜では、看護師・保健師・助産師のうちの1つ以上の資格を有しており、看護職としての実務経験が通算で5年以上あることが出願条件となっている。社会人選抜では、看護職としての実務経験があることから、看護専門科目は実施せず、英語(100点)、小論文(100点)、面接(100点)が試験科目となっている。このように看護の実務についている者を配慮した入試方法がとられている。

一般選抜・社会人選抜ともに、大学卒業者だけでなく、個別の入学資格審査によって大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者に対しても出願資格を与えている。短大卒・専修学校卒の看護師が多い現状から、この個別の入学資格審査による出願資格の付与を積極的に実施している(図表 3-7 参照)。

試験問題については、看護専門科目は、総合問題と専門問題とに分かれている。総合問題では看護に関する基本的な知識に関する問題が出題され、専門問題では各専門分野で研究を進める上で必要とされる専門的な知識が出題されており、入学志願者は志望する看護専門分野の問題について解答することになっている。英語については、研究に要する基礎的英語力を確かめることを目的として作題している。小論文は、論理的思考能力や文章表現力を問うことを目的としている。面接は、個別面接形式で行われており、入学志願者が志望する看護専門分野を担当する教員を含んだ5名の教員が各入学志願者に対して面接を行っている。

一般選抜・社会人選抜ともに、出願希望者には、出願の前に志望する専門領域の教員に今後の研究・教育について相談するよう学生募集要項に明記してある。事前に教員に相談することを求めるのは、入学志願者が学ぼうと期待している看護課題と教員の研究内容とのミスマッチを防ぐためである。

学生募集の方法、入学者選抜方法については、多様な志願者に対応できるよう配慮しており、適切なものであると考える。

図表 3-7 過去3年間の入学者選抜結果

実施年度	選抜区分	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数	実質倍率	入学者数	入学資格審査者数
15	一次(一般)	10	4	4	4	1.0	4	-
	一次(社会人)		1	1	1	1.0	0	0
	二次(一般)	6	1	1	1	1.0	1	-
	二次(社会人)		3	3	3	1.0	3	2
	三次(一般)	2	1	1	1	1.0	1	-
	三次(社会人)		1	1	1	1.0	1	0
	合計		11	11	11	1.0	10	2
16	一次(一般)	10	0	0	0	-	0	-
	一次(社会人)		8	8	7	1.1	7	2
	二次(一般)	3	0	0	0	-	0	-
	二次(社会人)		2	2	2	1.0	2	2
	合計		10	10	9	1.1	9	4
17	一次(一般)	10	1	1	1	1.0	1	-
	一次(社会人)		3	3	3	1.0	3	2
	二次(一般)	6	0	0	0	-	0	-
	二次(社会人)		6	6	5	1.2	5	5
	合計		10	10	9	1.1	9	7

評価項目2(基準協会A群): 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

入学定員は一般選抜・社会人選抜を合わせて10名であるが、定員の充足は厳しいのが現状である。一次募集だけでは定員の充足ができないために、二次募集を行っている。平成15年度実施入試では、三次募集まで行っている。

十分な入学志願者確保のため、県内の規模の大きな病院において、本研究科がどのようにとらえられているか、大学院のニーズがどのように意識されているのかを平成16年度にアンケート調査によって調べた。

入学志願者を増やすために、より広範な看護課題に対応できるよう平成17年度から専門分野の拡充を行い、それまでの3領域7専門分野から、3領域11専門分野とした。

学生の確保については、入学志願者を増やすための努力を行っているものの、いまだ十分な状態ではないと判断できる。

評価項目3(基準協会A群): 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

看護学の場合、現場での看護業務を通して看護課題が見つかり、その課題に取り組むために大学院への進学を考えることも多い。そのような事情もあり、一般選抜に比べて社会人選抜の入学志願者が多い傾向がある。

過去3年間では、本学卒業者の大学院進学者は6名であり、他大学卒業者は12名であった。他大学卒業生への門戸は開かれており、適切であると判断できる。

評価項目 4 (基準協会 B 群): 社会人の受け入れ

社会人の入学者の中には、離職せずに休職等の制度を利用して進学する者がいる。平成 15 年度入学者では 2 名、16 年度入学者では 5 名、17 年度入学者では 5 名が離職せずに進学してきた者であり、社会人の受け入れも広く行われており、適切であるといえる。

評価項目 5 (基準協会 C 群): 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

科目等履修生は、平成 15 年度後期より募集を開始した。平成 16 年には 2 名がそれぞれ 1 科目ずつ、平成 17 年度には 4 名がそれぞれ 1 科目ずつ履修している。看護職に在職したままでの大学院進学の利用を考慮し、科目等履修生として取得した単位は、後に大学院に進学した際には大学院課程での単位として認定できることにしている。科目等履修生の受け入れについては適切に行われているといえる。

なお、研究生、聴講生については現在のところ受け入れていない。

目標達成度: B

他大学からの学生の受け入れや社会人の受け入れについては、適切に行われているといえる。

科目等履修生の受け入れについても適切に行われている。

入学者選抜試験も適切に行われているものの、定員数の充足には苦勞しており、入学志願者数はまだ不十分なレベルといえる。

(3) 残された課題

入学志願者数の十分な確保と入学定員の安定的な充足が、残された課題である。

(4) 残された課題の達成の見込み

社会人選抜での入学志願者が多いが、実務経験の長い入学志願者では英語の学習から離れていることが多く、入試科目に英語が含まれていることが大学院進学を躊躇させる要因となっていることが考えられる。一方で、大学院での学習・研究においては英語で書かれた文献を読みこなす能力が必要とされる。これらのことを考慮した上で入試科目の見直しについて検討し、平成 19 年度中に結論を出していく。

大学院において資格が取得できることは、入学志願者を増やす上で有効であると考えられる。本研究科では CNS コースの設置を目標に教員の募集を平成 18 年度に行っている。CNS コースの設置への努力を今後も続けていく必要がある。

看護職として働いている者が看護課題の解決のために大学院進学を考えた場合、離職をせずに大学院進学ができるような体制があることが望ましいと考えられる。現状でも離職せずに進学してくる者もいるが、職場の理解と協力を欠くことはできない。しかし、進学に対する十分な支援ができる職場は限られている。社会人が進学しやすい体制として、進学段階で 3 年間での履修を想定し、授業料での便宜を図るようなコースの設置や、夜間開講、土日開講などを考えていく必要がある。平成 19 年度中に

研究科内での検討を行う。

4. 教員組織

(1) 教員組織に関する目標

目標：研究科の目的・目標達成に向けて、担当教員および専攻領域を拡充し、指導体制の強化を図る

目標の説明：平成13年の研究科開設時には、地域保健のニーズ並びに医療施設から生活の場である地域社会へと連続的に広がる看護へのニーズに対応し、(1) 地域看護領域、(2) 生活看護領域、(3) 看護実践論領域、の3専門領域で構成した。この3つの領域は、互いに密接に関連し、連携をもちつつかつ整合性を持って教育・研究を行ってきた。平成16年度には大学院進学ニーズ調査を行い、専門領域の拡充と、CNSコースなど臨床実践のスペシャリスト養成のニーズがあることが確認された。その結果、既存の3領域に、生活看護領域では老年看護分野と母性看護分野の2分野、看護実践方法学領域は看護実践論領域に変更し、あらたに先端助産実践論分野を加えた。その結果、3領域6分野に拡充し、新たに研究科教員を4名増員した。各専門領域で高度な実践能力を持つ指導者・管理者・教育者として地域の医療現場で活躍できる資質を備えた人材を育成するためにも、担当教員および専攻領域を拡充する必要性がある。

(2) 自己点検評価

評価項目1 (基準協会A群): 大学院研究科の理念・目的並びに教育過程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本研究科は、学校教育法第65条1項及び大学設置基準3条1項に該当するものとして、医療職にあって看護という高度の専門性が求められる職業について、これを担うための専門的知識と卓越した実践能力を備える人材を養成する課程として平成13年度に3専門領域6専門分野で編成し開設した。各専門領域の特別研究指導教員を主担当として、副担当2名の複数指導体制で修士論文指導を実施している。

平成17年度より生活看護分野に母性発達看護分野、老年健康看護分野、看護実践論分野に先端助産実践分野を加え(1) 地域看護領域2専門分野、(2) 生活看護領域5専門分野、(3) 看護実践論領域4専門分野に拡充し3専門領域11専門分野で構成し教育・研究指導の体制に拡充した。当初より入学定員充足の課題をかかえたが、大学院進学ニーズ調査を地域の看護職に実施し、現任看護職のニーズを踏まえ看護学研究科拡充を行ってきた。これらの改善に伴い、平成17年度以降は入学定員は充足されてきている。

評価項目2 (基準協会B群): 研究支援職員の充実度

研究科を担当する研究支援職員は確保されていない。

評価項目 3 (基準協会 A 群): 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用の適切性

大学院担当の専任教員は、全員が学部教育を担当し、学部教育との連続性のもとにより専門的な教育システムを構築しているために、大学院専任教員の選考基準は学部教員の募集と連動させて行っている。教員採用にあたっては、宮城大学教員選考に関する内規および看護学部教員選考に関する内規に基づき、大学院研究科を担当できる専門性および研究業績により選考委員会で審査にあたっている。

教員の募集は、公募によって行い、科学技術振興事業団の研究者データベースへの掲示、ホームページ等により積極的に人材確保につとめている。

看護学を教授することができる教員の不足は全国的な問題であり、本研究科においても必要とする人材確保のために学部長共々様々な努力を重ねているところであるが、教育・研究環境整備において深刻な問題と考えている。

評価項目 4 (基準協会 B 群): 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

学部と同様に平成 15 年度より評価委員会で、教育・研究活動、社会活動についての教員個別評価が実施され、賞与等に評価が反映される制度が実施されている。

目標達成度：B

教員の定年退職等のため教員確保が困難であり、非常勤教員で対応せざるをえない状況があり、また、修士論文指導体制の確保に苦慮した時期があった。しかし、研究科教員が協力しあい、指導体制整備に努めてきている。

平成 17 年度に 3 専門領域 1 1 専門分野に拡充したが、特定の専門分野はいまだに修了生を出していない。また、定員充足のためには、入試一次試験のみでは難しく、定員確保するまで入試の努力をしてきている。

(3) 残された課題

研究科における、教育・研究の充実と質の保証のためには、大学院での研究指導能力を備える教員の確保は必要である。

自ら教育研究者を設定して、人材の育成に努めていくそのためにも博士課程の設置は必要である。

(4) 残された課題の達成の見込み

博士課程設置に向けて、研究指導有資格教員の確保が必要であり、教員の確保は公募のみに頼らず、学部長・研究科長および専任教員それぞれが情報交換し、充足できるように努力を続けているところである。

5. 研究活動と研究環境

看護学研究科に籍を置く教員は、全て看護学部にも所属しているので、その研究活動

と研究環境については、看護学部と同じである。

6. 施設・設備等

(1) 施設・設備等に関する目標

目標：大学院研究室の環境を整備して、学生の生活・研究環境を改善する。大学院学生は長時間の勉学・研究を行う必要から、パソコンを1人一台の実現、さらに室内温度調整や電子レンジなどの生活機材を備える。

目標の説明：本大学院は学部と同様、新設である。従って設備を全て新しくしなければならなかった。そのために、学生の勉学とその環境を新たに作り上げなければならない背景があった。

(2) 自己点検評価

評価項目1 (基準協会A群): 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

本学看護研究科では、研究の性質が社会科学系の性質を多く持っている。そのため研究のために新規に大規模な設備を必要とするものではなく、学生が情報の収集・蓄積および加工を行う設備が必要である。そこでこれらに対応する状況を作ることが必要であるが、これらは特別な施設を作ることによって得られるものではない。

例えば図書館では、閲覧室の拡充ではなく、文献検索の機能が充実することが必要となった。そこで院生室から検索ができる機能を持たせた。さらに院生のための施設を挙げると、院生の研究が社会科学的性質を多く持っていることと、大学が郊外にあり、調査対象となる保健施設や病院との距離が離れていることから、移動手段として院生の自家用車の利用が必須でありそのために、院生には本学の駐車場の利用許可を取りやすくしている。本学の大学院の施設・設備はかなり良いものと考えることができる。

評価項目2 (基準協会B群): 大学院専用の施設・設備の整備状況

前項で述べたように、本学看護研究科での研究では専用の施設・設備が、看護学部との共通の施設で足りる部分多いが、それゆえ文献検索のデータベースの充実など、既存の施設・設備はできるだけ充実し、しかも院生に使いやすくする必要がある。

しかし、インターネットへの接続を伴うコンピュータの整備は、本学の総合情報センターより割り当てられたパソコンの台数では不足しており、そのため毎年度の予算を使って買い足しを進め、デスクトップ型のパソコンが9台とノート型が1台大学院生の研究室に備え付けた。さらに共用の両面印刷が出来るレーザープリンタが1台、カラー印刷ができるインクジェットプリンタが数台設置されている。これらのパソコンは、院生が研究対象者から聞き取りなどの取材に対応できるように、音声・動画の再生・編集能力のある物を選んであり、学部学生の使用する機材より高性能の機能を持っている。また文書のコピー用に大学院専用のコピー機械が設置され、学生にはコピーカードが渡されて無料でコピーがとれる便宜が図られている。さらにVHSテー

プレコーダやそのためのテレビなどAV系の情報処理が出来るようにした。これらに加え、スキャナー・デジタルカメラもあり、情報を効率的に集め加工する設備として十分な設備であると言える。ただしパソコンの台数はもう少し余裕があることが望ましい。

大学院生が研究を進めるための設備としては、新設校だけにかなり良いものであると考えられるが、それでもより充実がのぞまれる。

評価項目 3 (基準協会 C 群): 大学院学生用実習室等の整備状況

大学院学生の居室は専用の一室を設けてあり、ロッカー・机は個人毎に与えられている。さらに院生の場合、長時間研究室で作業する必要から、食事・休息ができるよう湯沸し用のポット、電子レンジや食事用の机、冷蔵庫を備えた。また 5 時以降や休日の暖房のために電気ストーブや、冷房が切れる時間のための扇風機など居住性を高める努力をした。これらの機材は、備品として購入した物とともに、教員の寄贈によるものが多い。大学院生からは、午後 5 時以降の冷房の継続を希望する声もあるが、これ以外、室内の充実はかなり良い状態と考えられる。

評価項目 4 (基準協会 A 群): 維持管理体制・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

看護研究科専用の研究設備は少ないので、研究科で維持・管理する体制を整えるほどでもないが、予算を担当する委員会がこれに該当している。

評価項目 5 (基準協会 B 群): 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

看護研究科の学生は、患者や地域住民のデータを扱う必要があるため、これに配慮して、各自の机にサイドテーブルが置かれ、さらに個人ロッカー・共通のロッカーが置かれており、これらは全て施錠ができる。

目標達成度：A

大学院生の勉学環境としては、現在考えられるだけのものが与えられていると考えてよい。また学生からの不満もきかれないためである。

7. 社会貢献

(1) 社会貢献に関する目標

目標：地域社会の医療の質向上、特に東北の看護の質向上を目標として、宮城大学の資源を最大に活用した地域社会への還元、外部諸機関、産業界との人的交流や共同研究の促進、外部資源の活用を行う。地域に開かれた大学として地域社会との連携、看護の質向上を担う人材の育成を推進する。

目標の説明：宮城県における看護系大学院教育は平成 18 年現在、本学のみであり、地域社会における看護の質向上に期待される役割は大きい。研究や実践の相互において看護専門職の知識やスキルの向上に寄与し、地域社会の医療の質向上に貢献するこ

とが求められる。

(2) 点検評価

評価項目1 (基準協会B): 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

本学の大学院では開学以来、社会人入学者が入学者の多くを占めており、医療現場での問題を大学院での研究活動を通して探索し、その結果を臨床現場へ還元することをめざした教育システムが定着してきている。専門科目、専門共通科目、共通選択科目における講義、演習、研究活動は、医療現場との相互の交流にもとづいて実施されている。

評価項目2 (基準協会B): 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

公開講座は、看護学部との連携によって、医療専門職のスキルの向上や質の向上を目指した内容が実施された。主なものは以下の通り。

- 平成13年度 「保健婦・士のための情報処理」2回開催 計195名)
「臓器移植を考える - 今、私たちにできること - 」(109名)
- 平成14年度 「生活者からみた看護」(304名)
「養護教諭の職務の今日的課題」(30名)
- 平成15年度 「保健師のための情報処理」(63名)
「あなたの病院の退院はスムーズですか? - 今、退院支援について考える」(31名)
- 平成16年度 「看護師のための情報処理公開講座」2回開催(289名)

評価項目3 (基準協会B): 教育研究上の成果の市民への還元状況

教育・研究上の成果の市民への還元においては、論文・学会発表などの公表では、臨床看護、看護教育、看護管理、保健行政、医療分野、治療、診断、医療統計分野など多くの専門分野において、教員の研究分野において公表を行っており、学内外の交流を通して積極的な研究活動の還元を行っている。保健、医療、福祉の施設や行政からの要望に基づき、各種講演会、研修会の講師として教員を派遣、講演会、研修会のみならず、県、市町村の行政計画策定、施策立案、事業の実施、社会調査の実施、臨床施設へ現場に教員が出向いて看護職者の相談に応じる、資料提供などの対応を実施している。

目標達成度：B

教員個々の研究活動は推進されているといえるが、今後は、大学組織を基盤とした産官学の連携、協働による研究活動を実施していくことが重要である。また医療の高度化、専門化は急速な発展をとげていることから医療施設とより密接に研究・教育・社会貢献での活動を実施していくことが求められる。

(3) 残された課題

大学院教員の企業との産学官の連携、医療施設との共同研究の実施は、また十分に

実施されているとは言いがたい状況である。

今後大学院での外部諸機関との共同研究、外部資源において、大学教員と企業、医療施設との共同研究を促進していくための環境の調整が必要である。

(4) 解決ないし改善策の明示

大学院教育における教員と企業、医療施設との共同研究を促進していくためには環境整備が必要であり、共同研究規程の改善、地域連携態勢の強化、において、平成18年度より全学的な事項を含む改善を実施し、次年度以降、積極的な研究協力体制づくりを推進していく。

8. 学生生活への配慮

(1) 学生生活への配慮に関する目標

目標：院生が研究に専念できるよう、生活、経済上の相談や進路に関する相談等への支援体制の強化を図る。

目標の説明：院生の研究生活は、現実の学生生活と将来への不安をもちながらの生活である。学生部会は、院生が常に強い研究意欲をもって研究に専念できるように、生活、経済上の相談に応じ、進路に関して支援活動を強化することを目指している。

(2) 自己点検評価

評価項目1 (基準協会 A 群): 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性・適切性

研究科には、委員会組織として学生部会があり、院生の相談に応じている。

院生のうち2名を除いて社会人であるために、経済上の相談は多くはない。

経済上の支援に関しては、1名が日本学生支援機構の奨学金を受けている。社会人の院生が多いことから、入学前より経済面のことに関しては見通しをもって入学していることもあり問題は生じていない。

なお、研究室の研究条件の改善、充実に関する要望は、常時受け付けている。この件については、予算を伴うことから、実際的には予算部会で対応している。

評価項目2 (基準協会 A 群): 学生の心身の健康維持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

指導教員による個別の相談はもとより、心身の健康管理については学生相談室(専門のカウンセラー)、保健室を常に利用できることになっている。現在のところ問題は生じていない。

評価項目 3 (基準協会 A 群): ハラスメント防止のための措置の適切性

現在のところ、本研究科においては課題や事例はない。院生が研究に専念できるよう、また有意義な研究生生活が可能となる条件整備が不可欠である。幸い、特にセクシャルハラスメントに関しては全学の防止対策委員会が機能している。

評価項目 4 (基準協会 A 群): 学生の進路選択に関わる指導の適切性

大学院修了後は、復職する学生が多いために進路についての問題は生じていない。学部からストレートで入学している院生(現在の 2 名は学部編入学生)に関しては、それぞれの担当教員等との相談によって進路を決定している。学生部会に相談があった場合には、担当教員と連絡をとり十全な指導を行っている。

今年度に関しては、2 名の学生の相談に対応している。2 名とも休学中であるが、1 名は研究上、他の 1 名は生活上の理由によるものである。この件に関しては、学生部会、担当教員、事務担当との密な連携のもとに対応した。

目標達成度: B

社会人の院生が多いことから、研究生生活は比較的安定している。

相談への対応は、専門領域の教員との連絡を密にし、委員会として適切に対応している。事務組織との連携も密に行われている。

(3) 残された課題

大学院の組織全体で学生を支援していく体制が必要である。そのために、学生部は、院生一人ひとりの把握のために担当教員及び他の組織との更なる連携が求められる。

(4) 残された課題の達成の見込み

院生は、実際には研究生生活への不安を抱いている。従って、平成 19 年度には他の委員会等との連携のもとに院生との話し合いの機会をもつことを検討する。

9. 管理運営

(1) 管理運営に関する目標

目標: 研究科の教育目標を達成するために、研究科運営に関する意思決定機関として教授会が機能すると共に、教員間の情報共有や意志疎通を図る。

目標の説明: 大学院看護学研究科の管理運営組織は、「宮城大学大学院学則」に基づき、研究科長をおき、研究科を担当する教授 15 名、助教授 2 名を以って構成する「研究科教授会」が重要事項の意思決定をする。研究科の教員は、看護学部教員を兼任している。研究科の諸規定、教育に関すること、入試、人事、予算、学生生活に関

することなど重要な事項はすべて、研究科教授会で審議し決定をする。研究科教授会は、月に1回第2水曜日の午後に定例的に開催し研究科運営に関連する事項の報告と重要事項の審議を行なっている。

研究科教授会の議事録は、事務局担当者が作成し保管している。教授会の下部組織として、研究科教授会教員により組織される6部会を設置している。

学生部会

教務部会

入試部会

予算・広報・図書部会

評価部会

倫理部会

各部会は2～4名の教員で構成し研究科教授会管理運営を担っている。

研究科教授会は、学部教授会とは別組織であり構成員も異なることから、学部教授会においては、研究科教授会の審議状況について適宜報告をしている。研究科教授会の審議状況は、評議会でも報告している。

(2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

大学院研究科の管理運営組織の活動は、研究科教授会の規定に則り定期的で開催されており、必要に応じて臨時教授会を開催している。教学上の審議事項についての意思決定および、その内容は構成員に周知され、適切な運営が実施されている。各専門部会は、学内規定により設置されたており、それぞれの役割分担を果たしている。

評価項目2(基準協会B群) 大学院の審議機関(大学院研究科委員会)と学部教授会との間の相互関係の適切性

大学院教授会と学部教授会の役割分担は、明確に区別している。研究科教授会の審議状況については適宜学部教授会に報告しているので、研究科と学部の意思疎通は図られている。研究科長の選考は、宮城大学大学院研究科長選考規定により、候補者を選挙により選考している。

目標達成度 : A

月に一回の定例教授会で、教育方法、履修指導、入試要領など審議を行ない、情報の共有および、審議事項に対して意志決定を民主的に行ない、かつ意志決定内容は教員に確実に周知されており適切に運営されている。学部教授会の翌週が定例の研究科教授会が開催されているので、学部教授会では、研究科教授会の審議状況について必要に応じて報告している。

(3) 残された課題

学部での教育活動、委員会活動に加えて、研究科での教育活動、委員会活動があり、その役割が加重になる教員もいる。また、教授会の欠席が多い教員や、委員会活動等

に役割を十分果たさない教員も存在し、教員に不公平感があるのは否めない。

(4) 残された課題の達成の見込み

博士課程設置・修士課程再編に伴い、学部の教員ほぼ全員が研究科の教員の責務を負うことになる。学部での委員会と研究科での委員会の役割を連動させるなど、効率よく運営できるように体制づくりを行なう。また、教授会出席は研究科教員の義務であり職責であることを周知する。

10. 事務組織

第1部 大学、の部、参照。

11. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価に関する目標

目標：全学的に行う大学院自己点検評価の報告書作成に伴って、それまでの大学院の設立過程を精査する。また修了生に対して2年間の学生生活に関するアンケートを実施して大学院改善の資料とする。

目標の説明：本研究科は、新設のため、その過程を振り返り、さらに将来のために自己点検評価の方法も確立する必要があった。その一部として、修了生から意見を聞く必要があり、それを自己点検の一環とすべき背景があった。

(2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

全学的な自己点検は平成15年に行われ、これによって設立以来の過程を点検した。看護学部でもその点検と報告を行い、これまでの問題点の洗い出しを行った。それとは別に、研究科の体制が整備されるにともない順次、検討を加えた。

例えば、大学院生が修了するにあたり、2年間の学生生活の諸要因について、アンケート調査を実施した。調査項目は、研究及び修士論文の作成について、例えば教員が課題を出した場合、それは希望と一致したか等、研究計画発表会の意義や方法や、講義や、修士論文審査について、院生の待遇や学内の生活その他について等である。これらの項目についてアンケート調査を行い、集計して報告書にまとめた。この報告書は教員全員に配布し改善の資料となるようにした。またこうして出た学生の声から、情報機器の整備、学生研究室の充実が図られたことから、資料の作成をして学生の感想・意見を吸い上げる機能は有効であったと考えられる。

その一方、教育・研究組織としては、点検を恒常的にできるように組織化は弱く、恒常的な点検を行う制度として確立する必要性を感じている。

評価項目 2 (基準協会 A 群): 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

上の節で述べたとおり、学生の意見を吸収する点検や評価を行ったが、それを将来に向けた改善に直結するように制度化・組織化せずに進めていた点がある。しかし学生の人数も少なく、組織化というより少人数の教員の努力による面が多いので、制度化といっても難しい。そこで、学生個人への対応を進めることで、発展を図ることが必要と考えられた。

目的達成度：B

点検が恒常的に行われるシステムが完成しているとはいえなかった。また、学生個人への対応を進めてその中から発展を図る努力がさらに必要と考えられた。

(3) 残された課題

改善を進める制度システムの確立が必要だが、まずこれまで行ってきた方法が、明確な制度化されていない。

(4) 残された課題の達成の見込み

これまで行った学生による評価を恒常的なものとする。この点は、これまで行った点検を毎年行うことで直ぐに達成できる。

12. 情報公開・説明責任

(1) 情報公開・説明責任に関する目標

目標：全学の情報公開活動への協力、修士論文発表会の病院・保健担当施設勤務への公開、あるいは修士論文のための研究の成果を学会誌あるいは学会で発表する。

目標の説明：研究科は研究を通じての教育が行われる。そこで、情報公開も説明も研究を通じてあるいはその成果によるものとなる。

(2) 自己点検評価

評価項目 1 (基準協会 A 群): 自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

この分野で看護研究科は、全学での情報公開活動のために必要な情報は提出してきた。また看護研究科が独自に行えるものとして、地域の保健所や市町村の保健センター等、また病院で対応してくれた看護師等に、修士論文の発表会を公開して、研究がどのように行われ、どのような結果・成果を得たかを開示している。さらに学会での発表と学会誌への投稿の奨励を行い、成果を公表させるようにしてきた。

目標達成度：A

看護研究科が独自で行える範囲は少ないが、その範囲内では、よく行っていると考えられ、評価は A でよいと思われる。